平成２２年（フ）第１２１０１号
千葉県富里市立沢新田86―141
破産者　一ノ瀬　浩
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１０２号
千葉県富里市立沢新田86―141
破産者　一ノ瀬明美
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１０５号
神奈川県川崎市中原区木月２丁目13―18―23
破産者　高田　喜雄
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５５８号
東京都足立区竹の塚２丁目12―16―303
破産者　山田マリアンフェこと　ヤマダ　マリアン　フェ　パスクアル
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６２７号
東京都板橋区高島平２丁目33―４―104
破産者　田中　　忍
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６２８号
東京都品川区中延５丁目６―13
破産者　佐藤　惠子
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６４６号
千葉県松戸市松戸新田541―８　テラス天神山Ｂ―５
破産者　守屋　　努
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６５１号
東京都世田谷区野毛２丁目８―17―101
破産者　尾澤　昌子
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６９０号
東京都中野区沼袋３丁目18―16―202
破産者　衛藤　正夫
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７１０号
東京都練馬区高松４丁目３―23―301
破産者　小暮　正司
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７３０号
東京都足立区東綾瀬１丁目12―１―205
破産者　手塚恵理子
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７４８号
東京都大田区西六郷２丁目46―５―301
破産者　上松　義高
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７５８号
東京都港区六本木５丁目14―19―103
破産者　山口　　晃
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７６５号
東京都江戸川区東葛西７丁目20―25―205
破産者　圓谷　年雄
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７８１号
東京都江東区大島２丁目24―３　村松荘１―202
破産者　大塚庄太郎（旧姓野村）
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７９０号
東京都三鷹市下連雀３丁目41―12―207
破産者　小口　正志
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７９７号
東京都豊島区駒込１丁目28―16　第七真市202
破産者　小野寺惠美子
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８５４号
東京都東久留米市幸町１丁目15―９―401
破産者　角田　　昭
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８５６号
東京都葛飾区四つ木３丁目６―５
破産者　佐川　和夫
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８５７号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目10―８―305
破産者　大江吉次郎
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８５８号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目10―８―305
破産者　大江　芳惠
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８５９号
千葉県市川市東大和田１丁目16―９末広荘８号室
破産者　大須賀　保
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部